

金沢市の進める 受動喫煙防止対策

今年6月11日に開催しましたNPO法人禁煙ねっと石川の総会に、金沢市の山野市長をお招きし、金沢市が取り組んでいる受動喫煙防止対策について講演をして頂きました。

現在、金沢市が進めている対策や計画について、市長自らが、熱心に解説をされ、参加の会員一同は大変心強く感じました。

受動喫煙防止対策 金沢市の主な取り組み

- 1 ぽい捨て等防止条例（平成24年4月1日施行）

喫煙、ゴミぽい捨て、フンの禁止区域を指定。現在市内6区域を指定。
指定区域における平成27年度指導件数 喫煙 3,341件（ぽい捨て55件、フン0件）
- 2 金沢市禁煙店舗認証制度（平成24年に制定）

各種の飲食店と宿泊施設を対象に、禁煙店舗を認証登録し、受動喫煙防止の普及啓発を図る。制度の充実を期し、今年度はNPO法人禁煙ねっと石川が事業協力する。
- 3 保護者と共に取り組む受動喫煙防止講座

参加を希望する保護者を含め、平成23年度から市内の全ての小中学校で実施。
- 4 プロスポーツ公式試合での受動喫煙防止普及啓発活動

今年度に計画。サッカー、野球の試合でオーロラビジョン、アナウンス、チラシ等で禁煙の普及啓発を図る。
- 5 飲食店、事業者向け受動喫煙防止啓発事業

受動喫煙防止啓発のチラシを作成、配布する。
- 6 妊婦向け受動喫煙防止啓発事業（平成25年度より実施）

母子健康手帳交付時に妊婦及びパートナーの喫煙を確認、受動喫煙による害を説明する。
- 7 禁煙、受動喫煙相談事業（平成15年度より実施）

市内3カ所の福祉健康センターで毎週1回、「喫煙習慣改善相談」を開催する。

